

オミクロン株の特徴を踏まえ、新型コロナウイルス感染症における保健所の対応を変更します

令和4年4月12日

長野市保健所

オミクロン株が主流となり、今までにない速さと規模で新型コロナウイルスの感染拡大が続く一方、重症化する方が少ないことから、長野市保健所では、重症化する可能性が高い方への対応に重点化するため、令和4年3月16日国通知に基づき、感染者等に対する積極的疫学調査、濃厚接触者の特定・検査等の対応を4月13日から順次、変更します。

市民、医療関係者、各事業者等の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 変更内容

■感染者と診断された方に対する保健所からの連絡が3日ほど後になる場合があります

今まで	→	4月13日から順次
診断された当日、感染者全員に連絡（感染者数によっては翌日）		高齢者、基礎疾患のある方、医師から「入院が必要」とされた方を優先して連絡し、それ以外の方については3日ほど後に連絡する場合があります *保健所から連絡するまでの間は、自宅にとどまり、同居者と部屋を分けるなどして療養を開始してください *宿泊療養施設の入所を希望する方は、保健所に連絡をお願いします *症状が悪化した場合には、診断された医療機関か保健所に連絡をお願いします

■自宅療養者に対する保健所からの連絡の回数が変わります

今まで	→	4月13日から順次
原則として、毎日とし、状況により2、3日に1回 *3月18日までは毎日		原則として、感染判明後3日ほど後と療養終了時の2回とし、状況に応じて増やす *療養者からの相談には随時、対応します

■保健所による積極的疫学調査（行動に関する詳しい聞き取り）の対象者が変わります

今まで	→	4月13日から順次
感染者全員		医療機関、高齢者・障害児者施設の利用者・従事者 1週間程度の中に5人以上の感染者が判明した施設等

■保健所が濃厚接触者を特定する対象者が変わります

今まで	→	4月13日から順次
同居者、医療機関、高齢者・障害児者施設、保育所・幼稚園・小学校等施設の利用者・従事者 * 3月18日までは全員		医療機関、高齢者・障害児者施設、1週間程度の間5人以上の感染者が判明した施設等の利用者・従事者 *同居者は、原則として、全員が濃厚接触者となります *保育所・幼稚園・小学校等施設については、各施設が濃厚接触者を特定します

*同居者、医療機関、高齢者・障害児者施設、保育所・幼稚園・小学校等施設の利用者・従事者のいずれにも該当しない場合には、濃厚接触者となりませんが、感染者と接触があった方には、感染者から感染対策や症状が出た場合の受診等の注意点を伝達していただきます

■濃厚接触者とされた方には、感染者との最終接触から7日間、外出自粛（食料の購入等、やむを得ない場合を除く）し、ご自分で健康観察をしていただきますが、症状が出てきた場合の受診の方法が変わります

今まで	→	4月13日から順次
保健所に相談した上で、受診		医療機関に相談した上で、受診 *受診先が見つからない時は保健所に相談してください

* 8日目の外出自粛解除に関する保健所への連絡は、不要です。

* 7日間の外出自粛期間の短縮や4日目までの特定業務への従事が可能な場合があります

■保健所におけるPCR検査の対象者が変わります

今まで	→	4月13日から順次
濃厚接触者全員 医療機関等や集団的な感染の場合には必要に応じて接触者		65歳以上か基礎疾患のある濃厚接触者、医療機関、高齢者・障害児者施設、必要に応じて1週間程度の間5人以上の感染者が判明した施設等における濃厚接触者または接触者で、いずれも症状がないもの *これ以外の濃厚接触者で症状がないものについては、検査を実施せず、健康観察を継続する

2. 変更内容等を踏まえ、市民・関係機関等にお願する主な事項

★それぞれの場合について、チラシを作成し、長野市公式サイト等にも掲載する

市民・関係機関等	お願する主な事項
<p>■新型コロナウイルス感染症と診断された方</p> <p>* 診断した医師から伝達</p>	<p>○入院の必要性等がなければ自宅療養となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅療養の際の自身、同居者の注意点を守る <p>○保健所からの連絡が3日程度あとなる場合があり、それまで自身で健康観察を行う</p> <p>○接触した人に対して必要事項を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居者：濃厚接触者となり、外出自粛等が必要 ・ 従事・利用している医療機関、高齢者施設等：感染したこと ・ それ以外の接触者で感染の可能性が高い場合：感染防止の注意事項
<p>■感染者の濃厚接触者となった方</p> <p>* 同居者の場合は、感染者から伝達</p> <p>* 小学生以下等利用施設の場合は、当該施設から伝達</p> <p>* 医療機関、高齢者施設等は、保健所から伝達</p>	<p>○食料の購入等、やむを得ない場合を除いて外出を自粛</p> <p>○外出自粛の期間は、感染者と最後に接触した日から7日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4・5日目の抗原定性検査陰性なら5日目に外出自粛を解除 ・ ただし、7日目までは、感染防止対策が必要 <p>○自身で健康観察を行い、症状が出てきたら、かかりつけ医療機関等に事前に連絡して受診（受診先が見つからない場合は、保健所に相談）</p> <p>○医療機関、高齢者施設等の従事者の場合には毎日の検査が陰性などの条件を満たせば、4日目までの勤務も可能</p> <p>○保健所のPCR検査は、症状が出ていない次の方に対して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢・基礎疾患あり等の方 ・ 医療機関、高齢者施設等の利用者・従事者 ・ 必要に応じて5人以上の感染が判明した施設等の利用者・従事者
<p>■感染者と接触したが、濃厚接触者とはならなかった方</p> <p>■医療機関、高齢者施設等、小学生以下等利用施設以外の事業所、施設等の方へ</p> <p>* 感染者から伝達</p>	<p>○感染者と感染の可能性が高い接触（マスクなし1m以内15分以上など）があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5日間程度は外出を控え、やむを得ず外出する場合は、感染防止対策が必要 <p>○感染者とそれ以外の接触があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤等は可能だが、感染防止対策が必要 <p>○いずれの接触者も体温測定や体調の変化に注意し、症状が見られた場合には、かかりつけ医療機関等に事前に連絡して受診</p>
<p>■医療機関</p>	<p>○感染者を診断した場合、次のことを感染者に伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院の必要性等がなければ自宅療養となる ・ 保健所からの連絡が3日程度あとなる場合がある ・ 接触した人に対して注意事項を伝える <p>○感染者との濃厚接触や接触があったとして受診を希望する患者を診療し、必要に応じて検査を実施する</p>
<p>■小学生以下等利用施設の管理者</p>	<p>○利用者・従事者の感染が判明したら、濃厚接触者を特定し、濃厚接触者に外出自粛等の注意事項を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて保健所が支援